

# トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群 スクリーニング検査助成制度実施要綱

一般社団法人山口県トラック協会  
平成17年5月17日制定  
平成25年3月28日改正  
平成28年3月25日改正  
平成28年5月25日改正  
平成30年3月23日改正  
令和2年3月24日改正

## (目的)

第1条 この要綱は、睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）患者の早期発見と適切な治療及びSAS治療中の運転者及び荷扱者等（以下「運転者等」という。）に対し、点呼時の健康管理等を通じて健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とし、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）が行うSASスクリーニング検査の受診助成金交付事業について必要な事項を定める。

## (資格・要件)

第2条 協会は、協会の会員事業者（以下「事業者」という。）が、第3条に定める助成対象検査・医療機関に自社の運転者等のSASスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

## (助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の指定する検査・医療機関とし、別表1に示すとおりとする。

なお、全ト協が指定する検査・医療機関が、個人情報保護法を遵守の上、データの集計を行い、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行うことを認めることとする。

## (助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）および第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）とする。

## (実施期間)

第5条 実施期間は、協会の毎会計年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、第8条に定める検査の申込みは、12月25日までにを行うこととし、申込人数が、助成人数枠に達した場合は、その時点までとする。

## (助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、別表2に示すとおりとする。ただし、1会員あたり50名を限度とする。

## (助成適否の事前確認)

第7条 事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に協会の確認を受けなければならない。

(検査の申込み及び予約)

- 第8条 前条の確認を受けた事業者は、「スクリーニング検査事前申込書(様式1-1)」(以下「事前申込書」という。)を、協会の会長に提出する。
- 2 事前申込書を提出した事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約し、予約した日から原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

- 第9条 事業者及びスクリーニング検査申込者(以下「申込者」という。)は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状(様式1-2)」(以下「申込書兼委任状」という。)に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管する。
- 2 事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付する。
- 3 申込書兼委任状の取り扱いについては、検査・医療機関、事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などのないよう十分注意する。

(助成金の支払請求)

- 第10条 事業者は、検査終了後、「スクリーニング検査実績報告書(様式1-3)」(以下「実績報告書」という。)を協会に提出する。
- 2 事業者は、実績報告書の提出にあたり、当該検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

- 第11条 協会は、実績報告書の提出があったときは速やかにその内容を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

- 第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(検査の結果報告)

- 第13条 事業者は第10条に定める助成金の支払請求の後、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査結果状況等の報告(様式1-5)」により全ト協に報告する。

(その他)

- 第14条 本要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附 則

- 第1条 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 第2条 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 第3条 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 第4条 この要綱は、平成28年6月1日から適用する。
- 第5条 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 第6条 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。